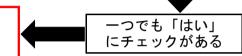
## <協議派遣事業> 消費税申告に係る受付前チェックシート

< 私ども税理士は、税理士会の会則に基づき税務支援事業をこの会場で行っています。>

下記の項目ごと該当する□に✓を入れていただき、この会場で受付できる内容か、 必要な資料等はそろっているか、ご確認ください。 消費税申告該当者のみ

この会場での受付はできません。 税務署で申告するか、税理士へ依頼してください。



2. 届出書等の確認について							はい
1	適格請求書発行事業者の登録をしている	「R5年	月	日~適用」			
2	簡易課税制度の届出書を提出している	「H・R	年	月	日~適用」		

3.	消費税の計算方法の確認について	はい
1	前々年の課税売上高が1,000万円未満であり、2割特例を選択したい	

4. 申告に必要な資料等について			はい	いいえ
1	「課税取引金額計算表」の作成はできていますか ①簡易課税又は2割特例を利用する方→「収入金額」のみ集計 ②本則課税の方→「収入金額・売上原価・経費」のすべての集計			
2	簡易課税で申告する場合、「収入金額」について、 第1種事業〜第6種事業の区分集計ができていますか	簡易の方		
3	参考資料として ①本年の「青色申告決算書」または「収支内訳書」の控えをお持ちですか ②前年の「青色申告決算書」または「収支内訳書」の控えをお持ちですか ③前年及び前々年の「消費税申告書」の控えをお持ちですか			
	④本年の帳簿等をお持ちですか(総勘定元帳や出納帳、請求書や領収	双書など)		

※集計期間についての例示

例1)インボイス登録により10月1日より初めて課税事業者となった方 →10/1~12/31(発生主義) 例2)令和5年分が課税事業者の方 →1/1~12/31(発生主義)

この会場での受付はできません。 「課税取引金額集計表」の作成について、説明の希望は ありますか? → 希望あり ・希望なし

資料等を整えて再度受付してください。 または、税務署で申告するか、税理士へ依頼してください。 ーつでも「いいえ」 にチェックがある